

令和3年2月1日
文部科学省研究振興局
振興企画課競争的資金調整室

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
の改正案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正案について、令和2年11月9日から令和2年12月9日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計35件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

改正の内容等については、今後、説明会等を通じて周知していくとともに、FAQを作成し文部科学省ホームページに掲載する予定です。

貴重な御意見をお寄せいただき、重ねて御礼申し上げます。

パブリックコメントの主な意見の概要と文部科学省の考え方

節	分類	主な意見の概要	文部科学省の考え方
はじめに	ガバナンスの強化	○改正の概要には「ガバナンスの強化」が掲げられているが、最高責任者の強力なリーダーシップと監事の役割を明確にすることがガバナンスの強化につながるという説明が不十分ではないか。	今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。
第1節 機関内の責任体系の明確化	役員会等における審議	○不正防止対策の実施状況やその効果等について役員会等における審議事項とすることになっているが、状況や効果等は審議の対象にはならないのではないか。	御指摘を踏まえ修正します。 ※第1節1(1)イにおいて、最高管理責任者の役割として「不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等(以下「役員会等」という。)において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。」を追記。
		○役員会等における審議のタイミングとして想定されているものを例示してほしい。 ○「定期的に各責任者から報告を受ける場を設ける」とあるが、「各責任者」とは誰を指しているのか。	今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。
	最高管理責任者の役割	○学長の強力なリーダーシップが強調されているが、学長などは多忙を極めており、何でもトップダウンというはやや古い考えであるように思う。 ○研究者が経営者となり、事務職員が補助・牽制をするという研究機関の特殊な組織構造を鑑みると、経営者による統制環境の整備よりも、実務に精通しているプロパーの事務職員の地位を役員クラスまで向上させ、強力な牽制体制を設けることの方が重要だと考える。 ○最高管理責任者に改正点に掲げるような取り組みをさせたいということであれば、運営費交付金等の予算配分に関係させる(査定対象とする)か、国の職員から直接研究機関の組織の長に対して口頭で指導する等の取り組みが必要ではないかと思う。	今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、改正趣旨等について通知及びFAQ等で周知することとします。
	監事の役割	○第1節の本文中において、「監事は、競争的研究費等の運営・管理について監査対象として監査を実施し」とあるが、(2)監事に求められる役割の明確化に基づく事項を行うのであれば、「監査を実施し」ではなく「確認し」に改めていただきたい。	御意見を踏まえ修正します。 ※第1節柱書において「また、監事は、(中略)、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認することが求められる。」に修正。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	コンプライアンス教育・啓発活動の定義	○実施上の留意事項において「コンプライアンス教育と啓発活動は、相互に補完する形で…」とあるが、用語の定義では相互補完ではなく啓発活動がコンプライアンス教育の内容を補完することとなっているのではないか。 ○コンプライアンス教育と啓発活動の違いがよく理解できない。	御指摘を踏まえ修正します。 ※用語の定義(8)において、啓発活動の定義を「不正を起させない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般」に修正。 今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。
	コンプライアンス教育・啓発活動の実施方法・対象	○啓発活動の実施頻度について、「少なくとも四半期に1回程度」とではなく「少なくとも半年に1回程度」とし、それ以上の高頻度で啓発を行うかは各機関等に委ねるべきである。四半期ごとの実施では頻度が高すぎることから、かえって単調なものとなり啓発効果が薄らぐおそれがある。 ○「競争的研究費等により給与、謝金、旅費等の支給を受ける学生等」とあるが、「学生等」は学生以外に誰が含まれるのか。 ○コンプライアンス教育の一環として、「自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明」としていることは、教育という視点から適切なのか。その場合、資金配分機関においての対応についても明示されたい。	今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。

節	分類	主な意見の概要	文部科学省の考え方
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	コンプライアンス教育・啓発活動への支援	<p>○文部科学省HPに掲載されているコンプライアンス教育用コンテンツを更新してほしい。</p> <p>○コンプライアンス教育の講演を外部に依頼しているが、依頼先が少なく費用も高い。コンプライアンス教育講演を行う機関一覧の公開や講演費用の無料化を検討してほしい。</p> <p>○啓発活動の一環としてポスター掲示を行うに当たって、文部科学省においてポスターを作成し配布してほしい。</p> <p>○省庁配分機関にて最新の不正事例・分析事例を含むコンプライアンス・啓発活動資料集を作成いただきたい。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。</p>
	誓約書の徴取	<p>○「内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し」とあるが、コンプライアンス教育不履行者に競争的研究費の管理の制限を課す「規程等」を、機関にて定めさせるのは適切ではなく、「研究費不正防止計画」で定めるのが適当ではないか。</p> <p>○「誓約書等は原則として本人の自署によること」とあるが、現在の社会情勢（公印廃止などデジタル化推進）を鑑みると不適当ではないか。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。</p>
	学生等へのルールの周知	<p>○現行のガイドラインでも、「競争的研究費等により給与、謝金、旅費等の支給を受ける学生等」は競争的研究費等の運営・管理に関わる者として、コンプライアンス教育を実施する対象者となっているのではないか。今回の改正で当該学生等に対しルールの周知を徹底することを記載すると、コンプライアンス教育を実施せずルールの周知のみを行えばよいという誤解が生じるのではないか。</p> <p>○現行ガイドラインではルールを周知する対象が「競争的資金等の運営・管理に関わるその他の学生」であったため、運営・管理に必要な事務処理手続きに関するルールを周知する必要性はあったが、「競争的研究費等により給与、謝金、旅費等の支給を受ける学生等」に対しては事務処理手続きに関するルールを周知する必要性はなく、不正防止の効果も期待できないと思われる。周知するとすれば「どういことが不正となるか」ではないか。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。</p>
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	防止計画推進部署	<p>○「防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい」とあるが、中小規模の大学では防止計画推進部署と第2節で述べられている「ルールの明確化・統一化」を同じ部署が兼ねているケースが多い。単に研究経験を有する者を含むことが望ましいというだけでは、その者が経験した研究分野に偏ったルールづくりがなされる可能性があり、他分野における事情等が無視されてしまう恐れがある。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。</p>
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	検収時の発注データとの照合	<p>○検収時に発注データと照合する場合、納品書には発注書等の写しを添付する必要があるが、電話等による発注の場合など必ずしも発注書等が存在しているわけではない。一定の金額以下の場合には納品書での研修を認める等の事務処理を許容する必要があるのではないか。</p> <p>○現在、納品検収所ではゲートとして納品の事実確認を行い、発注者が物品等の品質、性能等の確認を行うという2段階で納品検収を行っている。納品検収所で発注データと照合する場合システム構築など多大な費用と時間が必要となり、システムができるまでの間は年間数万件の発注書（購入依頼書）をFAXで納品検収所に送信したりと人的な負担が増大するため、納品検収は現行のままでお願いしたい。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。</p>
第6節 モニタリングの在り方	内部監査における専門的知識を有する者の活用	<p>○今般の改正は小規模な機関や研究費の配分が少ない機関の実情が考慮されておらず、特に、内部監査に有資格者や監査経験者を登用するという部分は、小規模な機関では対応不可能である。機関の規模に応じて、どのように対応すれば良いのか場合分けをしてそれぞれ対応を明示してほしい。</p> <p>○「専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）」とは具体的にどのような者を想定しているのか。内部監査のために公認会計士に委託するのは費用負担が大きく、「他の機関で監査業務の経験のある者等」は適任者がいない場合も考えられるため、望ましいという程度にしてほしい。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、御意見を踏まえたFAQ等を作成し周知することとします。</p>

節	分類	主な意見の概要	文部科学省の考え方
その他	体制整備全般・事務負担	<p>○研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するためには、不正防止対策を強化する必要があることは理解するが、全国の研究機関に対し一律のガイドライン(実施基準)が策定されたとしても小規模大学では全てに対応することは困難である。研究機関の規模に応じて不正防止対策ルール等を設定できるよう配慮いただきたい。</p> <p>○アカデミアにおいて研究不正の防止に関する組織風土を形成することを主眼とした改正と理解をした。が、上場企業においては株式市場から高いコンプライアンスを求められており、研究開発を含む事業活動におけるコンプライアンス遵守のための体制を構築運営している。改正にあたっては、上場企業においては現行体制をもとに改正の主旨を担保できる体制運用を行うことでの対応も視野に入れた実務運用を検討いただきたい。</p>	<p>今般の改正に伴い、各機関において適切な対応がなされるよう、改正趣旨等について通知及びFAQ等で周知することとします。</p>
		<p>○不正を黙認するわけにはいかないが、細かく管理することばかりにエネルギーを費やすのではなく、本来の研究に差しさわりのないように、研究を推進する体制確立の方に注力してほしい。</p> <p>○多くの機関が適切に管理しており不正が毎年10件程度というのは、むしろ非常に少ない。これ以上事務的負担を増やすのは建設的ではない。</p> <p>○要請事項、留意事項等負担を網羅的に盛り込むのではなく各項目について具体的な実効性があるかどうかの議論、検討を十分に行ったうえで改正すべき。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	罰則の強化	<p>○事前防止策をどれだけやってもゼロにはならないという観点から、不正時の懲罰をもっと厳しくするという方策へシフトすべき。</p> <p>○実効性の観点から、悪質な不正を行ったものに対して、罰則を強化(応募停止期間を延ばすなど)することも必要。</p> <p>○不正を犯した機関には、直接経費、間接経費の全額返還をするなど重いペナルティを科せば済むのではないか。また、まずは不正の多い大規模国立大学、私立大学を洗い出すのが先決ではないか。</p>	
	競争的研究費制度の見直し	<p>○第1節において、「研究費不正の根絶を実現するためには…」とあるが、第2節では、「不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で…」として不正の根絶の実現が極めて難しいことを示している。政府は、競争的研究費制度改革を進めているが、競争的研究費管理の制度を分析し、不正を誘引する要因となる会計手続き等の見直しを進めていただきたい。</p> <p>○不正を防ぐには、ガバナンスの強化に腐心するのではなく不正が生じる原因を踏まえた対策を考えるべき。複数の省庁から資金を得て期間内に使い切れないような配分の偏りに起因しているのではないか。同一人物が複数の機関から競争的研究費を獲得するような状況は好ましくない。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
	英語版作成	<p>○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の英語版を作成してほしい。</p>	
	国からの予算支援	<p>○研究費の公正な使用を呼びかけることは大事だが、その対策をとったときに生じる負担を相殺する、別の対策も並行して導入してほしい。例えば、ガバナンス強化の計画書を事前に国に提出し、その際に必要な人件費は国庫より支出することが考えられる。</p>	
	体裁等	<p>○全体的に同じ節の中で丸数字が重複しているなど体裁が分かりにくい。</p> <p>○冒頭の改正履歴に前回の改正時の「平成26年2月18日改正」を加えるべきである。また、前回の改正の経緯として、「議論を踏まえて新たな内容を加える改正を提言し、その結果を受けて文部科学大臣がガイドラインの改正を決定した。」とするのが事実関係を踏まえた記載と考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ修正します。</p> <p>※全体の項番を整理、改正履歴に前回改正時の改正日を追記。</p>